

件名

朝霞市および関係機関が、社会福祉法人「どろんこ会」に対して、
(1) 延長保育料の料金について朝霞市の基準・通知に従うこと、
(2) 改訂に際しては、平成26年内閣府令第39号および朝霞市の通知に従い、
保護者の合意を重要事項説明書などの書面で得るように求めること

要旨

- 平成30年8月30日付けで朝霞市保育課(資料1)から、朝霞市認可保育園を運営する事業者に対して、18時以降の延長保育料につき、
 - 無料もしくは月あたり30分2000円とすること
 - 金額を改定する場合は、重要事項説明書で保護者の合意を得ることとの通知が発せられている。
- しかしながら、社会福祉法人「どろんこ会」は、朝霞市保育課の度重なる通知に関わらず、保護者に対して、月額30分5000円を提示している(資料2)。金額について、「どろんこ会」は、保護者に対し「朝霞市には従いません」と述べている。

平成31年2月7日には、重要事項説明書の変更への合意がないまま、月額30分5000円などの料金表や延長保育申込書を提示し、この金額でなければ延長保育を受けられないようにしている。
- 延長保育料について、保護者の収入に応じた金額設定はなく一律であり、生活保護世帯や非課税世帯、ひとり親家庭など経済的に厳しい家庭では大幅な負担増になる。例えば、子ども1人を18時30分まで預けると年間6万円の負担増となる。子ども2人を19時まで預けると年間24万円の負担増となる。
- また、金額改定の際には、平成26年内閣府令第39号(資料3、特に右下の囲み部分)によると、保護者への説明・合意(上乗せ徴収は書面同意)を得なければならないとされている。

さらに、文部科学省のホームページでの説明動画
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1350066.htm
においても、上乗せ徴収・実費徴収いずれの場合も、保護者への事前説明と「書面での同意が必要」と明言されている。また朝霞市の通知では、保護者の合意を重要事項説明書などの書面で得るように求めている。

しかし、「どろんこ会」は、内閣府令や文部科学省で定められた手続きをせず、保護者に重要事項説明書による合意をとらないで、金額を改定しようとし、この金額でなければ延長保育を受け入れなくしている。

5 このように、「どろんこ会」は朝霞市認可保育園にも関わらず、朝霞市の基準や通知に従わないと明言し、朝霞市内認可保育園で唯一高額の延長保育料を設定している。また、朝霞市の基準を超えた高額 of 延長保育料に従わなければ延長保育を受け入れない姿勢が見られる。

これをそのまま放置すると、今後も「どろんこ会」は朝霞市の指導に従わずに、保護者の合意もなく、一方的に延長保育料やその他の費用を高額に決定したり徴収することも予想される。


また、他の保育園事業者にも、朝霞市の基準に従わなくても良いという前例を示すことになる。

以上のとおりお願いします

平成 31 年 2 月 13 日

住所：埼玉県朝霞市仲町 2-4-4-1007

氏名：熊上 崇

熊上 崇 

朝霞市市議会議長あて